

# 一 般 競 争 入 札 公 告

行橋市が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び行橋市契約規則（昭和39規則第10号）第8条1項の規定により公告します。

令和02年5月15日

行橋市長 田中純

入札番号

2

(工事別事項)

1. 工事名称	道路改良舗装工事(防衛施設周辺民生安定施設整備事業 道場寺袋迫線)	
2. 工事場所	行橋市大字道場寺	
3. 工事概要	工事内容	工事長 L=125.0m (No. 18+16.95~No. 25+2.00) ・土工一式 ・排水工：L=125.0m                      ・路側工：L=140.0m ・下層路盤工：A=806.0㎡ ・表層工：A=761.0㎡                      ・上層路盤工：A=877.0㎡ ・区画線工：L=348.0m                      ・安全施設工：L=12.0m
	工期	令和02年6月26日～令和02年12月25日（183日間）
	予定価格	16,339,400円（税込み）
	最低制限価格	有（事後公表）
4. 参加業者の形態	単体	
5. 設計受託業者	(有)国土測研	
6. 日程	公告日	令和02年5月15日
	入札説明書交付及び設計図書閲覧	令和02年5月15日(金)～令和02年6月18日(木)
	仕様書に関する質問の提出期限	令和02年5月18日(月)～令和02年6月8日(月)必着
	申請書受付期間	令和02年5月18日(月)～令和02年5月29日(金)必着
	確認通知書発送	令和02年6月8日(月)
	参加資格無の理由説明を求める期限	令和02年6月12日(金)必着（令和02年6月15日回答）
	仕様書に関する質問の回答	令和02年6月11日(木)～令和02年6月12日(金)
	入札書の郵送提出期限	令和02年6月17日(水)行橋郵便局留 必着
	入札・開札日時	令和02年6月19日(金) 10時30分～

7. 入札参加資格	<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項</p> <p>土木一式工事について、「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(昭和56年行橋市規則第12号)に定める資格を得ている者。</p>
8. 入札参加条件	<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2</p> <p>申請書提出期限日(令和2年5月29日)現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。</p>
	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者ではないこと。
	(2) <p>土木一式工事について、公共工事元請施工実績を有すること。</p> <p>金額の大小は問わない。</p>
	(3) <p>当該工事に配置できる主任(監理)技術者を有すること。ただし、次に掲げる者に限る。</p> <p>・入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。</p>
	(4) _____
	(5) 行橋市建設工事等に係る建設業者の指名停止等措置要綱(平成19年告示第77号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。
	(6) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
	(7) 法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、行橋市管内に有すること。
	(8) _____
	(9) _____
	(10) 入札期日以前3ヵ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
	(11) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)
	(12) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者でないこと。
(13) 土木一式工事について、令和元年度行橋市建設工事競争入札参加資格者名簿の業者等級別格付(以下「格付」という。)がAであること。	

9. 公告内容等に関する問い合わせ先及び場所	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 電話(代表)0930-25-1111	
	契約事務及び申請書受付並びに入札説明書交付	総務部契約検査課契約係(西棟庁舎3階) 内線1381、1382
	入札及び開札	総務部契約検査課入札室(西棟庁舎3階)
	設計図書の閲覧	都市整備部土木課土木係(西棟庁舎3階) 内線(1391)
10. その他	<p>(1) 「6. 日程」について</p> <p>期間については、「6. 日程」に記載の毎日(ただし、行橋市の休日を定める条例(平成元年行橋市条例第26号)第1条に規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く。)、午前9時から午後5時まで。</p> <p>(2) その他、詳細は行橋市郵便入札心得の規定による。</p> <p>(3) 特定の工事における同一業者の落札工事件数の制限</p> <p>当該入札の「8、入札参加条件」を満たす者は、土木課、文化課が土木一式工事で発注する以下2件の建設工事(令和2年5月15日公告)のうち参加条件を満たす複数の工事についても、競争参加資格確認申請書を提出することができる。ただし、同一業者が落札できる工事は1件のみとし、落札した入札があった場合には、その後開札される他の工事について無効として扱う。</p> <p>道路改良舗装工事(防衛施設周辺民生安定施設整備事業 道場寺袋迫線)</p> <p>令和2年度 史跡御所ヶ谷神籠石保存整備工事(災害復旧)</p>	

(共通事項)

1. 入札説明書及び設計図書等の閲覧	入札公告、入札説明書及び設計図書等は、行橋市公式ホームページより閲覧可能。	
2. 契約条項を示す場所	「工事別事項」（契約事務及び申請書受付）に同じ。	
3. 設計図書等の交付	行橋市公式ホームページからダウンロードすること。	
4. 申請書の提出方法	(1) 提出書類	様式第1号の1、第2号及び添付資料
	(2) 提出方法	契約検査課に郵送にて提出すること。 (一般書留、簡易書留、特定記録、レターパックによる)
	(3) 提出場所	〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 契約検査課
	(4) その他	落札者のみ、「主任(監理)技術者選任通知書(様式第5号)」を落札日の翌開庁日までに提出すること。
5. 入札書の提出方法	(1) 提出書類	入札書、工事費内訳書(必要な場合)
	(2) 提出方法	行橋郵便局留で、郵送にて提出すること。 (一般書留、簡易書留、特定記録による)
	(3) 提出場所	〒824-8799 行橋郵便局留 行橋市役所 契約検査課
	(4) その他	入札説明書及び郵便入札心得の規定による。 (詳細は「郵便入札について」を参照)
6. 工事費内訳書等の提示	入札に際し、入札書に記載される入札金額と整合性をもつ工事費内訳書の提出を求める。	
7. 落札者の決定の方法	有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。	
8. 入札の無効	(1) 次の入札は無効とする。	
	(ア) 指定の手続き以外の郵送、または持参された入札	
	(イ) 公告又は指名通知書等に示す日時を過ぎて到着した入札	
	(ウ) 提出書類に記載された入札参加者の資格に関する事項が、市に登録している競争入札参加資格の内容と異なるとき(ただし、資格に関する事項が事実である場合、その事実を確認できる登記簿謄本又は、代表者事項証明(いずれも法務局発行分)が同時に提出されたときは、無効としない。)	

	(エ) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
	(オ) 入札書及び工事費等内訳書の記載金額を加除訂正した入札
	(カ) 予定価格を事前公表している場合で、入札書の記載金額が予定価格を超える入札
	(キ) 入札書の記載金額に対応する工事費等内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）が一致していない入札
	(ク) 最低制限価格を設定している場合で、入札書の記載金額が最低制限価格を下回る入札
	(ケ) 再度入札を行う場合で、入札書の記載金額が前回入札の最低金額以上である入札
	(コ) 入札書及び工事費等内訳書に記名押印がない入札
	(サ) 同一事項の入札において中封筒に2通以上の入札書を同封し提出した者の行った入札
	(シ) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
	(ス) 入札書及び工事費等内訳書に記名押印がない入札
	(セ) 金額欄に「0円」と記載された入札
	(ソ) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
	(タ) 容易に消字することが出来る筆記用具で記入した入札
	(チ) 中封筒（入札用封筒）と外封筒（郵送用封筒）の二重封筒でない入札
	(ツ) 封かん、糊付がされていない入札
9. 入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除する。
	(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除することができるものとする。 (ア) 市を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合 (イ) 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する場合
10. その他	(1) 専任の技術者について 当該工事に専任の技術者を配置しなければならない場合、専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないこととし、現場に常駐していなければならない。
	(2) 設計受託業者について 当該工事において、工事別事項「5. 設計受託業者」に該当がある場合、「8. 入札参加条件（12）の「当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当するものである。

